

令和4年 北秋田市農業委員会 第6回総会

1. 開催日時 令和4年6月15日（水） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（33名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
4番 佐藤政信	5番 成田博幸	6番 澤藤匠
8番 伊東誠子	9番 三澤敏行	10番 杉光則
12番 宮腰文義	13番 齊藤富美雄	14番 佐藤稔
16番 木村正彦	17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一
19番 金俊英	20番 武田響一	21番 近藤裕太
22番 檜森正	23番 土濃塚謙一郎	24番 佐藤茂延
25番 伊藤鶴一	26番 三沢博隆	27番 鈴木豊
28番 簾内豊	29番 中嶋力藏	30番 堀部聡
31番 佐藤篤史	32番 松橋利彦	33番 三浦和憲
34番 金田悦子	36番 長岐一志	37番 後藤久美

4. 欠席委員（3名）

7番 武石修一 11番 佐藤利子 15番 佐藤邦久

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第18号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 6	議案第21号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第22号	北秋田市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価」（案）について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信 主査 佐 藤 裕 和 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

14番 佐 藤 稔 17番 藤 島 喜美男

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和4年 北秋田市農業委員会 第6回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。7番武石修一委員、11番佐藤利子委員、15番佐藤邦久委員の3名でございます。委員総数36名中、33名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号14番佐藤稔委員、17番藤島喜美男委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 令和4年5月分会務報告。</p> <p>（令和4年5月分会務を報告）</p>
議 長	会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議 長 次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について。
農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。
令和4年6月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、5ページの受付番号7番まで、合計面積は12,985 m²となります。

議 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
議案第18号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをお開きください。
議案第18号非農地証明交付申請の承認について。
次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求める。
令和4年6月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、7ページの受付番号3番まで、合計面積は13,497 m²となります。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 8 番伊東誠子委員からお願いいたします。

8 番

8 番の伊東です。受付番号 1 番から 3 番を報告させていただきます。

調査日は 6 月 7 日、調査員は 7 番武石委員、3 4 番金田委員と私、事務局から日下部局長、佐藤主査、足田主査の計 6 名で行いました。

まず、受付番号 1 番ですが資料は 8 ページから 11 ページになります。9 ページを見てください。申請地は七日市の岩脇集落から山間部へ 500m 程南に進んだところと、さらに 250m 進んだところがありました。40 年程前までは耕作していたとのことでしたが、現在は杉や雑木が生え周辺も森林化しており、辺りに農地は見受けられませんでした。

次に受付番号 2 番ですが資料は 12 ページから 20 ページになります。まず、濁川ですが 12 ページを見てください。桃坂集落と上杉集落を繋ぐ道路と鶴田集落から下杉方面へ向かう市道大野台中央線の交差するところから 250m 程北へ進んだところがありました。50 年程前から耕作していないということで杉と雑木が茂っておりましたが、周囲の農地への影響は無さそうに見受けられました。次に上森沢

ですが 16 ページを見てください。桃坂集落の 800m 程東のところであり、森林化が進んだところの一角でした。こちらも 50 年程前から耕作していないということで杉と雑木が茂っておりましたが、周囲に農地は無いように見受けられました。次に相染岱ですが 19 ページを見てください。先程の濁川から上杉集落方面へ 700m 程進んだところがありました。こちらも 50 年程前から耕作していないということで杉と雑木が茂っておりましたが、周囲に農地は無いように見受けられました。

続いて受付番号 3 番ですが資料は 21 ページから 23 ページになります。22 ページを見てください。西根田集落から西部農道を越えたところであり、30 年程前から耕作していないということで杉が茂っておりましたが、周囲の農地への影響は無さそうに見受けられました。以上です。

議 長

議案第 18 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をいただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 18 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 24 ページをお開きください。

議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和 4 年 6 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、25 ページの受付番号 5 番まで、合計面積は 5,596 ㎡となります。

なお、これらの件につきましては、別添資料 1 の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 34 番金田悦子委員からお願いいたします。

3 4 番

34 番の金田です。受付番号 1 番から 5 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、伊東委員が報告したものと同様です。

まず、受付番号 1 番ですが資料は 26 ページから 28 ページになります。

27 ページを見てください。申請地は国道 7 号線の麵屋うるとらから南東へ 150m 程の所にありました。隣地の 75 番地が譲受人の所有地で一体として利用するということでした。

次に、受付番号 2 番ですが資料は 29 ページから 31 ページになります。

30 ページを見てください。申請地は鷹巣中学校の南東 300m 程の所にありました。現在譲受人が耕作しているところでして、長年耕作してもら

っていたから譲渡したいという譲渡人の意向とのことで、現在、水稻が作付けされておりました。

次に、受付番号3番ですが資料は32ページから34ページになります。

33ページを見てください。申請地は縄文の湯から北東へ250m程の所がありました。譲受人は隣地の44番1の家屋をこの度購入するというこ
とで、畑も同時購入したいということでした。宅地の裏手はすでに野菜が
作付けされており、他の部分も耕作可能な状態に見受けられました。

次に、受付番号4番ですが資料は35ページから37ページになります。

36ページを見てください。申請地は七日市公民館から北へ150m程の
所にあり、水稻が作付けされておりました。

次に、受付番号5番ですが資料は38ページから40ページになります。

39ページを見てください。申請地は七日市公民館から南東へ250m程
の所がありました。譲渡人が農地を手放すため購入者を探したところ隣
地の3番1の居住者である譲受人への話がまとまったということでした。
去年は休耕しているようでしたが、耕起すれば作付け可能な状況に見
受けられました。以上です。

議 長

議案第19号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員から
も説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

26番

26番の三沢です。受付番号3番についてですが、経営面積が0で許可
申請面積が5a程となっている。下限面積を下回っているのでは。

事務局

先の1月総会で、畑作に供する場合は下限面積1aと定めておりますの
で問題ありません。

議 長

その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第19号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 41 ページをお開きください。

議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和 4 年 6 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、42 ページの受付番号 4 番まで、合計面積 2,308 m²となります。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 34 番金田悦子委員からお願いいたします。

3 4 番

34 番の金田です。受付番号 1 番から 4 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程の報告と同様です。

まず、受付番号 1 番ですが資料は 43 ページから 46 ページになります。

44 ページを見てください。申請地は綴子集落の上町にありました。隣地の 26 番地の宝勝寺が檀家のための駐車場を整備したいということですが、周辺農地への影響は無いように見受けられました。

次に、受付番号 2 番ですが資料は 47 ページから 52 ページになります。

48 ページを見てください。申請地は鷹巣小学校から南へ 200m 程のところがありました。宅地造成を行いたいということですが、周囲は宅地に囲まれておりますし、周辺農地への影響は無いように見受けられました。

次に、受付番号 3 番ですが資料は 53 ページから 58 ページになります。

54 ページを見てください。申請地は旧鷹巣高校から北東へ 50m 程のところがありました。個人住宅を建築したいということですが、周囲は宅地化が進んでおり農地への影響は無いように見受けられました。

次に、受付番号 4 番ですが資料は 59 ページから 65 ページになります。

60 ページを見てください。申請地は小ヶ田集落内にありました。個人住宅を建築したいということですが、周辺農地への影響は無いように見受けられました。以上です。

議 長 議案第 20 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1 番の若松です。受付番号 3 番について、申請地の後ろの土地は今後どうなる予定でしょうか。引き続き譲渡人が耕作するという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおりです。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第 20 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 66 ページをお開きください。

議案第 21 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 6 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

事務局 まずは、所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計面積11,822㎡となっております。

次に利用権設定についてです。

議案書67ページをお開きください。

(受付番号1番を朗読)

以下、69ページの受付番号8番まで、合計面積106,809㎡となっております。

以上の議案第21号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。議案第21号中、利用権設定の受付番号1番、2番及び4番を除いて質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第21号中、利用権設定の受付番号1番、2番及び4番を除くその他について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
同じく議案第21号中、利用権設定の受付番号1番と2番については、議席番号17番藤島喜美男委員との関連がありますので退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(退席：17番 藤島喜美男委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第 21 号中、利用権設定の受付番号 1 番と 2 番について質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 21 号中、利用権設定の受付番号 1 番と 2 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：17 番 藤島喜美男委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第 21 号中、利用権設定の受付番号 4 番について、議席番号 4 番佐藤政信委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：4 番 佐藤政信委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第 21 号中、利用権設定の受付番号 4 番について質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 21 号中、利用権設定の受付番号 4 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：4番 佐藤政信委員)

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第22号『北秋田市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」(案)について』を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書70ページをお開きください。
議案第22号北秋田市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」(案)について。

「農業委員会等に関する法律第37条」及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、北秋田市農業委員会「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」について別紙(案)のとおり公表するものとする。

令和4年6月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

詳細については担当より説明申し上げます。

(議案書により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

24番 24番の佐藤です。令和3年度に新規参入した4経営体について、詳細をお知らせいただけないものでしょうか。今後、私どもの活動に活かしていけると考えます。

事務局 本日資料を持ち合わせておりませんので、次回の総会でお知らせいたします。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。
議案第 22 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして6月の定例総会を閉会します。